

～精神疾患は三大疾患の一つ～
こころの健康推進をわが国の基本政策に



こころの健康政策構想実現会議

2011年 9月 5日 増刊 第 7号

100万人署名推進ニュース

- 発行人：こころの健康政策構想実現会議
- 連絡先：〒337-0026 埼玉県さいたま市見沼区染谷 1177-4 やどかり情報館
100万人署名推進委員会
TEL. 048-680-1891 FAX. 048-680-1894
E-mail cocoro-syomei@mbf.nifty.com
URL <http://www.cocoroseisaku.org/>

「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める取り組み例

7月6日、厚生労働省より、がん、脳卒中、心筋梗塞、糖尿病の「4大疾病」に、新たに精神疾患を追加して「5大疾病」とする方針を社会保障審議会医療部会に報告し、了承されたことが発表されました。このように地域医療計画の中で精神疾患が重点疾病と位置付けられるなど、精神医療改革の重要性に関する認識の広がりとその政策化が進みつつある状況かと存じます。

現在、みなさまご存知のように、こころの健康政策構想実現会議では、100万人署名推進委員会を中心として「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める活動として、100万人署名推進活動を行っております。

これに合わせ、東京某市などでは、市議会として「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を国会に求める意見書の提出に向け9月議会で決議されるように働きかけています。その他の自治体でもそれをモデルとした取り組みがはじまっております。

この市議会への働きかけは、東京某市の家族会等の積極的なロビー活動があつて実現しました。今号ではその陳情書内容をご紹介します。

「こころの健康を守り推進する基本法(仮称)」の法制化を求める意見書提出に関する陳情

陳情の趣旨：

A市議会で、「こころの健康を守り推進する基本法(仮称)」の制定を促す意見書を、国会及び関係行政庁に提出くださるよう、陳情いたします。

理由：

いま、国民の「こころ」は深刻な状況にあります。平成10年から毎年3万人以上の人々が自殺によって命をなくしています。平成17年には300万人以上つまり40人に1人以上の人々が精神科を受診するようになり、今も増加傾向が続いています。A市でも、精神障害者手帳の所持者は平成16年度約650名、平成17年度約850名、平成18年度約1000名、平成21年度約1100名とうなぎのぼりに増加しております。

WHO(世界保健機関)の個人と社会が被る損失を計算した健康・生活被害指標(DALY指標)では、日本をはじめとした先進各国では精神疾患が癌や循環器疾病に比べても、最も高い政策的重要度にある疾患であることが、明らかにされています。

平成23年7月6日、厚生労働省は「4大疾病」と位置付けて重点的に対策に取り組んできた「がん、脳卒中、心臓病、糖尿病」に、精神疾患を加えて、「5大疾病」とする方針を決めました。糖尿病237万人、がん152万人に対して精神疾患は323万人に上ります。重点対策が不可欠と判断されました。

精神疾患に関しては、他の障害分野に比べ、人権・医療・福祉ともにハンディがあります。精神疾患の症状による社会生活の困難さは、外からは見えにくく、本人の生きづらさが理解されにくいことなどから、他の2障害とは大きく異なっております。

福祉分野においては、平成18年4月から3障害を一緒に支援する法律が作られましたが、サービスの基盤体制は立ち遅れています。

また、医療においても、他の科とは大きな違いがあります。精神科以外の入院病棟は、患者16人：医師は1人以上です。精神科病棟では患者48人：医師1人になっています。患者：看護師は他科の3：1ではなく、2005年までは半分の6：1が最低基準でした。2006年以降は4：1になりましたが、当面5：1で看護補助者も含んでよいことになっています。一般の医療水準よりも低く設定されており、慢性的な人手不足です。

地域で暮らす患者を支える家族に対しても支援が必要であることが最近になってようやく認識されるようになりました。英国では1997年から医療改革自殺予防に取り組み、10年間で15.2%減少という成果を上げています。統合失調症の治療としては、偽薬だけの場合の70%、薬物だけの38%、薬物と患者への心理教育の36%に比較して、その人に適した薬物療法と家族心理教育を合わせて実施すると再発率を13%に低減させることが出来ることを立証しました。長期の精神障害を持つ人の家族が精神健康上の困難を持つ率は、一般の人々の3倍であることも分かっています。家族への精神疾患・治療についての情報提供・实际的、情緒的な支援などが必要なのですが、日本ではこの部分も皆無に近く、ようやく家族教室などが開かれ始めました。

厚生労働省は平成20年度から21年度にかけて「今後の精神保健医療福祉のあり方などに関する検討会」を設け、現状を網羅的に明らかにし、今後の望まれる施策を報告しました。この報告を基に、平成22年4月から家族当事者27名・医療福祉の専門家及び学識経験者63名が集まり、「こころの健康政策構想会議」を設立しました。

この会議では、家族・当事者のニーズに応えることを主軸に据えて、63回の会議を重ね、現実の危機を早く根本的に改革する提言をまとめました。22年5月末に厚生労働大臣に「こころの健康政策についての提言書」を提出しました。

この中で

- ①精神医療改革
- ②精神保健改革
- ③家族支援

を軸として、国民すべてを対象とした、こころの健康についての総合的、長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を強く求めています。この提言に賛同する個人や団体は、広く国民から署名を集め、国会への請願の準備も進めております。

私たち精神障害者の家族会としては、この基本法の制定を一刻も早くと望んでおります。

A市議会におきましても、「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」制定を促す意見書を、国会及び関係行政庁に提出くださるよう、心よりお願いいたします。

平成23年8月 日

A市議会議長 ○○○○様

提出者 住所 A市B町○○○○
氏名 A市精神障害者家族会
会長 ○○○○ 印

